平成26年度第２回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会　議事録

日時：平成26年9月10日（水）14：00～15：30
場所：泉金ビル　４階会議室

１　出席者

別紙出席者名簿のとおり。（子ども育成部会委員８名、事務局４名）
報道関係者、一般県民の傍聴はなし。

２　あいさつ

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課総括課長から実施。

３　議題

○　いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の検討について

・　配付資料に基づき、事務局から内容を説明。
・　各委員からの意見等は次のとおり。

【米田会長】

論点１の「主体の類型」に関して、骨子案では、県や市町村の行政機関のほか、県民、保護者、子ども・子育て支援団体など、多くの主体の役割等を規定しているが、他に入れた方が良いというものや、逆の意見などあればお願いしたい。

【中村委員】

県以外に、市町村、県民、保護者など、比較的クリアになっているが、子ども・子育て支援団体が具体的にどの様な団体を想定しているのか、児童福祉施設とかそのようなものか。

【事務局：南総括課長】

資料１において用語の定義を示しているが、その中で「子ども・子育て支援団体」については、特定非営利活動法人その他の団体であって、子ども・子育て支援を行うものとしている。子育て支援を行っているＮＰＯ法人など、このような団体をここでは総称している。

保育所や幼稚園は、「学校等」の「等」に入るということで、今のところは考えている。

【米田会長】

学校等に入るということで、少し幅広い印象である。子どもというと、保育所とか幼稚園がイメージとして湧く。その部分が入ってこないので、こうした意見が出たのではと思う。

【中村委員】

新制度の中では、認定こども園が学校教育を主体とするということで、国が認定こども園になることを目指して政策的推進しているので、いずれは全ての保育所も幼稚園も、子育てに係る関

係施設が学校という文科省の管轄の中に入っていくことを想定しての「学校等」ということか。

【事務局：南総括課長】

決してそのような趣旨ではなく、代表的なものを「学校」ということで出したもの。「等」の中に入れてしまったことで、保育所、幼稚園が消えてしまった印象が強くなったと思う。

今回の国の新制度の中でも、幼保連携型認定こども園は、学校教育法上の学校の位置づけ、児童福祉法上の児童福祉施設の位置づけ、両方の性格を合わせ持つということで、何も教育分野に偏るということではないもの。

記載の仕方として、学校というのが前面に出てしまうと、教育分野が中心なように見えてしまうという意見だと思うので、内部で議論させていただくが、例えば「学校・保育所等の役割」など教育部門と福祉部門両方を同じ位置づけにするというような表現について検討したい。

【中村委員】

その方が、一般県民は理解が早いと思う。一体、保育園とか幼稚園はどこに行ってしまったのかと思うので、よろしくお願いしたい。

【鈴木委員】

あくまでも子どもは守り育てられるものが前提となっている。その一方で、子ども自身が育まれる部分は非常に大事であると思う。世代間、年齢を超えた子どもの関係作りや、子どもが子どもの中で育っていくというのは大事な要素である。

【事務局：南総括課長】

資料１の「３　基本理念」の中に「子どもの権利及び利益が尊重されること。」がある。委員から指摘のあった、子ども自身が育まれる、子ども同士の中で自分自身が育まれていくというのは、例えば、権利条約の中でいう、生きる権利、守られる権利、参加表明の権利などに繋がるものと思う。

そういう中から、指摘のあった内容についても、読める形になれば良いと思うので、検討したい。単に支援を受けるだけでなく、子ども自身が自ら育まれるような、自発的な部分は、権利の部分で表すことができれば良いと思う。

【藤川委員】

学校現場では、色々な課題を抱えながら、色々な関係者の方と連携しながら環境作りを進めている中で、医療機関との連携が非常に大きな課題と感じている。関係者の中に、医療関係者というのが入っている方が良いのではないか。

【事務局：小野寺主幹】

医療機関と学校との連携は、具体的にどの様なイメージを想定しているのか。

【藤川委員】

思い浮かぶのが２つあり、１つは色々な障がい等を抱えているお子さんに関して、専門機関と連携することとしている学校が多いと思う。その中でも、医師との連携は非常に重要で、学校の教員が持っていない所を、医療機関の先生方にバックアップしてもらい、保護者さんも支えていただいていることが多いかと思う。

２つ目は、８月に全国大会が岩手で開催されたが、性教育の観点である。今回の全国大会の中で、岩手は復興支援をする時に、中学生、高校生、もちろん小学生も、命を育むという上では、医療機関と連携していかなければ、知識を持たないままに親になる若者が多いという課題が分科会の中であった。特に被災地においては、望まない妊娠とか、心が疲弊して疲れているところにその様なダメージを受けて、未来への希望を持つことが難しい、といった学生へのカウンセリングなどの実践が報告された。そういった上で、医療機関との連携は子どもが健全に活躍していくために必要と思う。

【事務局：小野寺主幹】

この条例は、子育て、子どもを健全に育成することを支援する条例であり、関係機関との連携は当然、図りながらやって行かなければならないが、そうした観点から条例に医療機関の役割を載せるのはどうなのか、検討したい。

【五十嵐委員】

藤川委員の話しの補足になるが、学校の先生が一番気が付きやすいのがＤＶの情報・家庭内暴力である。その際に、親とも連絡をとるが、医療機関とも連絡をとる。学校、保護者、医療機関、三角形で子ども達を守っているのが現状と思う。保護者が主体となって考えていかなければならないが、どうしても学校と医療機関がダイレクトに連絡を取っていく。医療機関が連携として入ってくるのではないかと思う。

条例の骨子で、どこに入るのが適当か分からないが、医療機関についても外せないかなと、共感した。

【米田会長】

色々な意見をいただいたので、事務局において、引き続き検討を進めていただきたい。

続いて、論点２「それぞれの主体の役割について」であるが、それぞれの主体の役割等の内容について、ご意見、ご発言をお願いしたい。

【千葉委員】

私は「学校等」の役割の中に入ることになるが、事業主や、子育て支援団体さんは「施策に協力する」という記載があり、私の方も記載されていてもいいのではと思う。

【藤川委員】

「学校等」の「子どもを安心して育むことができる」の主体は誰なのか。先ほどの発言のように、子どもが、自分で安心して学び成長していくようにできる教育環境づくりに努める、という

ふうになった方がよいのではと思う。

【事務局：及川主任主査】

骨子案での想定は、学校の設置者や管理者を想定しているもの。

【藤川委員】

ここは、複文になっている。前半の部分は「子どもが安心して育む」の育むが述語になるので、誰が子どもを安心して育むのか、学校か。

【中村委員】

私も、ここは同じ思いで読んだ。いわての子どもを健やかに育む条例の中で、学校の役割はなんだろうと考えた時に、やはり教育ではないかと感じている。学校に入っている子どもが安心して育むことができる環境を作ることが、健やかに育む条例ということに違和感を感じる。

学校が、健やかに育むために何をすればいいのかということが、ここに来た方がいいのではないか。学校の役割とすれば、やはり教育内容になってくるのではないか。前にも申し上げたが、家族を構成することや、子育てに対する希望が持てるような教育のようなものが、ここに来た方が良いのではないのかと思った。

【五十嵐委員】

環境づくりという部分が、限界があるというか、環境づくりが学校の役割なのかなということが疑問に思う。やはり一番は勉強と思う。

【米田会長】

今までは、子どもを安心して育むことができるというと、乳幼児とか、幼児だとこの言葉がぴったりくるのですが、学校になってくると少し違うのかなと思う。

さらに、ここに幼稚園や保育所が入ってくると、またそれは別なのかとも思う。

【事務局：南総括課長】

今回新しい条例を制定していく上で、学校の役割についてもきちんと定めていかなければならないと考えている。

教育委員会と調整をしてきているが、今頂戴したご意見の内容も踏まえながら、他県で学校の役割を入れていない背景には何があるのかなど、みていかなければならない。

あとは、教育委員会との相談、協議も必要になってくるでしょうし、この中で規定する役割の文言の表現の仕方について、子どもを主体とするのか、学校側の関与の在り方なのか、主体をどちら側にもっていくのか必要になってくると思う。いずれ、このような観点から、関係部署とも協議させて頂きながら、あるいは
他県の規定を参考にしながら検討させてい頂きたい。

【藤川委員】

７番の「保護者の役割」について、教育基本法第10条を踏まえれば、もちろん深い愛情は基盤となるが、第一義的責任の中には、生活のために必要な習慣であったり、自立心の育成であったり、心身の調和のとれた発達だったり、これらが保護者の具体的な役割であって、深い愛情というような曖昧な書き方をすることは条例として適当か。

【事務局：南総括課長】

前回の７月の当部会の中では、基本理念のところに、保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを示していたが、部内で議論をしていく中で、保護者に子育ての第一義的責任は当たり前のことであるが、あまりにもそのことを強調しすぎると、全て保護者に任せておけば良いのではないか、このような条例がなくてもいいのではないか、ということがあり、基本理念から、親の第一義的責任ははずしている。

その代わり、役割のところで、もう少し強調した方がいいという議論もあり、他の役割は何々するよう努めるとあるが、保護者のところだけは「健やかに育てる」と断定的に言い切った表現にしている。

ただ、ご指摘のあったとおり深い愛情を持ってというのが法規上表現として適切なのかどうかは、今後、法規の専門の部署と摺合せしていく必要がある。

【千葉委員】

県の責務について、条例の強いメッセージを県民に発信していくことを考えると、推進するというのは、実施するなど、もう少し具体的な言葉に変えたら良いのではないか。

支援に努めるというところも、支援をするという言葉の方が、発信する側とすれば、県民には岩手県がどんどん進めているということが分かりやすいのではないか。

【小野寺委員】

制定の必要性のところで、児童虐待とか、貧困等とすごく深刻な問題があるが、それは、子どもの権利と利益が尊重されるところに入ってくると思うが、そこを読み取れるのかどうかが心配である。

【米田会長】

それでは、ただ今文言についてたくさんご意見を頂戴したので、事務局において、参考にしながら引き続き検討を進めて頂きたい。

続いて論点３の「基本的施策について」であるが、改めてご意見や発言を頂きたい。

【千葉委員】

順番について、「子ども」「家庭」「若者」の方がいいのではないか。

若者が希望を持てる環境とのことであるが、今は希望がないと捉えられても困るので、例えばであるが、「安心して営める」という言葉を追加してもいいのでは。

また、子育て家庭への支援のところについて、虐待などが起きているということは、教育的側

面の部分、親自身も学びの場を確保していくことが必要。例えば、養育力の充実を図れるような学びの環境を作るということが入れば、親へのサポートということでいいと思う。

【中村委員】

「若者への支援」のところ、若者が家庭及び子育てへの希望が持てる環境というのは、若い人が結婚を考えた時に、何が基本になるかというと、収入だと思う。ある程度の所得がないと、結婚して、子どもを産んで、家庭を維持していくことはできないと思う。

希望を持てる環境というのは、就職を保障できるような社会構造が必要なのではないか。結婚したいが、今のアルバイトの給料ではプロポーズもできない方も多いというのを聞く。将来に希望が持てるというのは、ここに書いてあることは少し違うのではないかと思う。整備するとあるので、広く捉えればいいのかとは思うが、そこをクリアにした条例にしたほうが良いのではないか。

【事務局：南総括課長】

ここで想定している、若者が家庭、子育てに希望を持てる環境整備というのは、今の委員のご指摘のとおり、広い意味を持たせている。当然、私どもの部局だけでは対応できない事業も出てくるので、収入・経済的な安定ということになれば当然、雇用環境の整備も必要になってくる。

基本的な計画については、子どもプランにおいて整理するが、現行の子どもプランの中でも、雇用環境の整備についても入っている。

全庁的な中で、子ども子育てを支援していこうという計画になっているので、トータルの中で、若者が今後、希望を持てるような環境整備という中には、経済的な安定を含めた形で取り組んでいくという形に繋がっていくものと認識している。ただし、具体的には労働部局との調整が必要になってくるので、計画の中にどのような事業を組み込んでいくかは、今後の調整になっていくと思う。

【鈴木委員】

少子化対策という意味で考えれば、早く結婚すればいいなど、個々の主観が入ってくるが、世の中が学歴社会になっていて、例えば、相当な収入もあるし、仕事も忙しいことから結婚する年齢を過ぎてしまう。そのようなケースが結構あるのではないか。若者同士が結婚したい時に、結婚できるような、いつでも支援できるような社会作りをしていかないと、これからますます日本は少子化が進んでいく。

自分の経験で言っても、子どもが小学校に上がる前までは、収入も低いし、いろんな意味で苦しいと思う。保育料も高いし、核家族化がどんどん進んでいるし、核家族ということを前提でもって、進めていかなければならないと思う。

【小野寺委員】

若者への支援のところで、環境整備のところに結婚支援と就職支援というのは、外せない部分だと思うので、分かるような文章にした方がいいと思う。

【五十嵐委員】

子育て家庭への支援について、最も地域づくりが肝心になってきて、冒頭に事務局から話しがあったとおり、親だけが育てるのではなく、地域で育んでいく。親として成長していくのも、地域しだいだと思う。地域の中での交流を通して、地域の中で存在している、子どもも存在している、あの人に助けてもらって大人になったという思いで、成長してもらえるような内容になっていて、とてもいいと思う。

確認だが、取組みを推進するというのは、県として推進していくことでいいか。

【事務局：南総括課長】

県として、推進していくという意味。

【熊谷委員】

大まかなことを規定するのは大変なことだと思う。子どもを健やかに育むということも、収入のこと、結婚のこと、ありとあらゆる方向から社会問題をここに盛り込まなければならない。

人によっては、これも必要、あれも必要ということになり、非常に大変なことになる。そこは全体から、読み取るしかないと思う。条例として文章化するのは大変なことで、全体で子どもたちを育てて行こうという発想になって、それをこれから取り組むというのは、非常に大変なこと。

【藤川委員】

子育て家庭への支援の保育サービスのところに、保育だけでなく教育も入れて欲しい。

また、若者への支援のところで、先ほど話した性教育の大会の中でも話されたことが、２つある。

１つは、若者の性行動が低迷しているということ。全国調査が行われ、中学生、高校生、あるいは二十歳前後の若者の性行動が非常に低迷してきている。例えば、中学性、高校生になって、異性への関心が出てくる年頃なのに面倒くさいとか、結婚の前に異性への関心が低いということが、調査の結果出ている。

もう１つは、隣県の性教育研究会の会長が女性医師であるが、その会長が、結婚適齢期という言葉があるが、妊娠適齢期が非常に問題だと話していた。自分のところに来る患者さんが、40歳になってから、妊娠したいと来るが、25歳の時を100％とすると、35歳には５割になる。それが、40歳になると、妊娠できる確率が１割になるとのことである。先ほど鈴木委員さんの話しにもあったが、いろんなことを経験して、40歳になっていよいよ妊娠しようと思っても、既に妊娠できる確率が減っている。その次に会長さんがとても良いことを話されたのだが、妊娠したいかどうかはもちろん本人の意思決定であるが、今言った数値を、子ども達は学んでいない。選択するかどうかも本人の意思だけれども、１割にまで減るということを知っていても、それを選択するかどうかは非常に重要なところで、学校とか医療機関で、若者たちにしっかりと知識として教える必要があるのだということを、強調されていた。

若者への支援の所に、意識の醸成とあることがとても気になっていて、意識の前に、学習の機会が必要なのではないかと思う。学習の機会があって、初めて意識が高まっていく。

【鈴木委員】

今の発言は、非常に現代的な発言。科学的な根拠があってそうなのだと思うが、昔であったら、結婚しないと一人前でないということが、家庭の中にもあったし、本人達も自然に社会環境の中であった。親から独立して、結婚して、自分なりの家庭を築いていく。それで、一人前の男になれるのだということがどこかであった。

このようなことが、大分世の中から消えていった。その時代には、何も妊娠率が何パーセントだとかは知らない。人間未熟だけれども、２人で新しい家庭を築いてやっていくぞというのが人生なのだと、１つの思想があった。

【千葉委員】

記載することが細かくなりすぎると、いろんな疑念が出てきて、並びで話を聞きたくなる。今、各委員方から出てきた話しを聞き取っておいて、岩手県では、ここの所は、メッセージで伝えたいというところを捉えておけば良いのでは。

【五十嵐委員】

ＰＴＡ規約がどこの学校にもあると思いますが、悩んだり困ったりしているご父兄さんだと、ものすごく細かな所まで読んで、これは書いてないですとか言ってくる場合もある。資料として残るものに関しては、ある程度、大くくりで良いのではないかと思う。

【事務局：南総括課長】

条例の中で、全て読み込むような形は難しいところがある。言葉を変えると、総花的になってしまうところがあるが、総花的というのは、全てを読み込める、皆対象でいきますよということ。ただし、そうなると体制が見えないという話になったので、私どもの方では、基本計画を設けることにしている。

条例の考え方、理念を踏まえながら、具体的な政策に落とし込んでいく。その時に、私どもの分野だけでなく、先ほどの話しにもあった、学習の機会など、関係各部の事業計画が基本計画の中に載ってくるので、条例の中では、どこに書いてあるのかと疑問があったとしても、それを担保するために基本計画の中でこのような政策や事業を展開していくということを、県民に示していきたい。

【熊谷委員】

理念をしっかりして、歴代の保健福祉部の方々に運用していただきたい。

【米田会長】

いろいろな意見を頂戴したので、事務局で今の話しを参考にしながら、引き続き検討を進めて頂きたい。

最後に論点４について、全体を通じてのご意見をお願いしたい。

【小野寺委員】

条例ができて施行される時に、届くべき人の所に届くように、広報についてはしっかりやる必要があると思う。

【中村委員】

そんなに複雑にしなくてもいいので、条例の内容が明確に理解してもらえるような表現の仕方をして欲しい。各分野、子育てに関わっている団体や機関があるので、これは一体どこのことをいっているのではなくて、私達はこの分野なのだなということが明確に分かるように表現して欲しいと思う。

【鈴木委員】

条例を柱に、子育てがしやすく、子どもが健やかに育つ良い環境に岩手県はあるのだということを、国民にアピールできるような、計画作りも含めて、都会に住むより岩手に住んだ方がいいなという形に繋がっていければいいと思う。

【藤川委員】

過日、全国学力学習状況調査の結果が発表になった。子どもたちの意識調査の中で、将来就きたい職業とか、自分の夢や希望を持っているという割合が、全国に対して岩手の子どもたちが高かったということ、それから、地域のいろいろな行事にも参加しているという割合も高かったことは、希望だと思う。

岩手のそれぞれの地域文化の中で子どもたちを大事にしてきたこと、学校等の等のところで、当たり前のことを大事にする子育てをしてきたことの結果なのかなと思う。今回の子ども子育ての条例が、そのような方向を目指しているので、大変期待をしている。

【五十嵐委員】

条例を考える会議ではありますが、岩手は被災県であって、復興を実際に担っていくのは、今のこの子どもたちだと思う。他者を思いやる心を持った大人になり、家族を持って、子どもを産み育て、地域に根差した生活をしていってもらいたいと思う。

基本的な計画の部分で、具体的に子どもたちが学び、育っていけるような環境を、是非、提案していって欲しい。

【千葉委員】

この条例は、子どもが幸せになるものでもあるので、子どもにどう届けていくのか。大人はこのように考えている、君たちも希望を持って、しっかり将来のこと考えながら生きて欲しいということにも、つながっていかなければならないと思う。

県民と言ったとき、大人をイメージしてしまうが、当然、当事者の子どもも含まれているということで進めて欲しい。そこにどうやって伝えていくのか、出来上がった先を考えている。

様々な意見があるが、全て反映させることは難しいので「岩手県のメッセージ」として整理できれば良いのではないか。

【米田会長】

ご発言いただき感謝する。

事務局では、只今、委員から出されたいろいろな意見を参考にして、引き続き、ご検討頂きたい。